

本学会が関与する研修会のあり方とこれまでの経緯について

日本遺伝カウンセリング学会細則および臨床遺伝専門医制度施行細則には下記の記載がある。

- ・日本遺伝カウンセリング学会細則：(研修事業)「第7条 研修委員会は、日本家族計画協会の委託を受け、日本家族計画協会遺伝相談センターが主催する遺伝カウンセリング研修会の内容を立案し、研修会を実施する」
- ・臨床遺伝専門医制度施行細則 第7条の研修施設外施設に在籍する医師の研修の要件：(2) 日本人類遺伝学会の遺伝医学セミナー及び日本遺伝カウンセリング学会の遺伝相談(医師)カウンセラー研修会による研修単位を30単位以上取得すること。第8条の認定更新の単位として、認められているものとして、「日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリングセミナー参加」,「日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー参加」

日本家族計画協会主催の遺伝カウンセリングセミナー、遺伝カウンセリングリフレッシュセミナーは「日本遺伝カウンセリング学会の研修会」ではないが、上記学会細則第7条にて日本家族計画協会主催の遺伝カウンセリング研修会と本学会の研修委員会の関係が明示されていることから、臨床遺伝専門医制度では「日本遺伝カウンセリング学会の」セミナーとして従来認められてきた。

平成21年度、遺伝カウンセリング学会に対し、家族計画協会側からの委託がなかったため、21年5月15日付けで、本学会研修委員長・本学会研修委員会担当理事名で、家族計画協会のセミナー実施責任者宛の手紙を送付した。その主な内容は下記の通りである。

- ・21年度研修会については、20年度内に前学会執行部および前委員会で日程やテーマが決定されており、プログラムもすでに家族計画協会からアナウンスがなされていることから、そのプログラムで研修委員会も全面的に協力させていただきたい。
- ・そのためには、詳細な情報を研修委員会も共有することが必要なので、随時ご連絡を頂きたい。今後の研修会の実施のためにも、研修委員による研修会の見学をご了解・推奨いただきたい。
- ・22年度以降については、スケジュールと概要を検討する段階から、家族計画協会と本学会研修委員会で共同して、企画立案・実施したい。これにより、遺伝カウンセリングセミナー、リフレッシュセミナーなどについて、今後も実質的に遺伝カウンセリング学会が担っているものと臨床遺伝専門医制度委員会等で認識される。

この中で2009年5月22日の研修委員会で方針を決めるため、委員会の前にお返事いただきたい旨伝えたが、直後に新型インフルエンザのため学術集会が延期になったこともあり、返事はなかった。

2009年6月のリフレッシュセミナーに本学会研修委員の見学を本学会研修委員長より家族計画協会のセミナー実施責任者に依頼したが、満席との理由で断られたため、すでに一般受講者として参加予定だった本学会研修委員2名のみが参加した。

7月23日(学術集会前日)、甲子園ホテルにて本学会理事長、研修委員長、研修委員会担当理事、家族計画協会のセミナー実施責任者、および家族計画協会のセミナー事務担当者、5名で面談した。本学会からは5月の手紙に記載したものと同様の内容の依頼を行った。

7月24日 研修委員会において、昨年度までの家族計画協会主催の各種セミナーが果たした役割を十分に認識した上で、今後はこの委員会で各種セミナーの研修内容を討議し、それを実行に移すことが望ましいことが確認された。

10月2日 他学会が主催するセミナーの次年度の日程を家族計画協会のセミナー実施責任者、および家族計画協会のセミナー事務担当者に伝えた。

10月14日 家族計画協会のセミナー実施責任者より22年度家族計画協会セミナーの日程の連絡（10月28日に修正の連絡）があった。

22年1月22日 厚生労働省からの家族計画協会遺伝相談センターへの補助金が打ち切られるとの文書が家族計画協会から届けられた。

2月27日 家族計画協会より、「遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー」と「遺伝カウンセリングセミナー」は家族計画協会の事業として継続実施するが、その運営は家族計画協会「遺伝研修会」を設置して行うとの文書が届いた。

この文書に対して、本学会としては、3月4日、および3月19日の文書を通じて、家族計画協会が独自に研修会を企画・実施するという事になると、日本遺伝カウンセリング学会が主体的に関与する研修会ではなくなるので、臨床遺伝専門医資格取得及び資格更新、および認定遺伝カウンセラーの資格更新の単位とは認められなくなる（臨床遺伝専門医制度施行細則第8条参照）と思われることを家族計画協会に伝えた。

この件について、4月11日女子医大において本学会理事4名（理事長および研修委員会担当理事を含む）と家族計画協会のセミナー事務担当者との間で面談、意見交換が行われ、本学会からは、1) 遺伝カウンセリング学会細則に則って、これまでどおり標記2種のセミナーの開催については企画、立案（カリキュラムの作成）、当日の進行等を本学会の研修委員会に依頼していただきたいことと、2) 運営（開催日、会場、募集、資料、会計、当日の運営等）については従来同様、本学会研修委員会と調整を図りつつ家族計画協会に行っていただきたいことの2点について要望した。

この面談内容について、4月21日、4月23日、および5月6日に家族計画協会から、各種遺伝セミナーについて、遺伝カウンセリング学会と家族計画協会との共催とするのか、家族計画協会の研修委員会の在り方、運営方法など解決しなければならない課題が多くあるので、結論を下すまでには時間がかかるとの連絡があった。（最終的に）その後5月19日に家族計画協会より6月19日ー20日に予定されていたリフレッシュセミナーを含む今年度予定していたセミナーについて、全て中止する旨の連絡があった。

家族計画協会が主催するセミナーは、従来、臨床遺伝専門医制度あるいは認定遺伝カウンセラー制度委員会においては本学会のセミナーとして位置づけられていたため、今年度の家族計画協会の遺伝セミナーが開催されない場合、受講する予定だった方に、臨床遺伝専門医制度あるいは認定遺伝カウンセラー制度に関する受験資格、更新資格等について、不利益が生ずる可能性があり、この問題に対応するため、研修委員会が中心となり、新たに遺伝カウンセリング研修会、および遺伝カウンセリングアドバンスセミナーの開催を計画することとなった。家族計画協会ホームページには、受験資格、更新資格に問題が生じる方々のために、各制度委員会に問い合わせを頂きたい旨を掲示していただくとともに、各制度委員会には不利益についての個別対応策の協議を依頼した。

平成22年6月16日